

裁判所の手続案内について

裁判所では、裁判所の手続きを利用しやすいものとするため「手続案内」を各裁判所の窓口で常時行っています。また、毎月1回森町に出張しての手続案内を以下のとおり行っています。

手続案内では、金銭、売買、土地・建物の民事上の問題や夫婦、親子、親族の家事関係の問題について、裁判所の訴訟や調停の手続きを利用するにはどうすればよいか、どのような書類が必要か、どこの裁判所に申し立てをすればよいかなどについて説明、案内します。

手続案内を担当する職員は、予約受付により函館の裁判所から出張しますので、利用を希望される方は、日程表の予約締切日までに函館の裁判所に電話で予約申し込みをしてください。

なお、裁判所の手続案内は、利用者が申し立て手続きを円滑に行えるように、手続きについて案内したり、申し立てにあたって必要な費用や添付書類などについて説明したりしますが「貸したお金を取り返すことができるか」「離婚した方がよいか」「養育費はいくらもらえるか」といった法律相談や身上相談には応じることができませんのでご注意ください。

○実施日時

毎月1回（日程表のとおり）
午前10時から午後4時まで

日程表

年 月	実施日	予約締切日
令和5年4月	21日（金）	14日（金）
5月	19日（金）	12日（金）
6月	16日（金）	9日（金）
7月	21日（金）	14日（金）
8月	18日（金）	10日（木）
9月	15日（金）	8日（金）
10月	20日（金）	13日（金）
11月	17日（金）	10日（金）
12月	15日（金）	8日（金）
令和6年1月	19日（金）	12日（金）
2月	16日（金）	9日（金）
3月	15日（金）	8日（金）

○実施場所

森町公民館1階「小会議室」
茅部郡森町御幸町132番地
TEL・01374-213479

○予約方法

函館地方、家庭裁判所総務課に電話で、日程表の予約締め切り日までに「手続案内の予約」である旨を告げて申し込んでください（土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）。

○担当者

函館地方、家庭、簡易裁判所の裁判所書記官

※お問い合わせ先

函館地方、家庭裁判所 総務課
TEL・0138-3812372

『語らい町長室』について

開かれた身近な町政づくりを進めるため『語らい町長室』を開催しています。

来庁していただく方法のほか、『語らいオンライン町長室』と『語らい出前町長室』も利用できます。開放予定日に限らず、公務などが入っていない日は可能な限り対応しますので、希望される方は事前にお問い合わせください。

■令和5年3月の開放予定日 3月22日（水） 午前9時から午後7時まで

▼お問い合わせは、役場総務・防災課総務係（7-2111）へ。

町広報誌に広告を掲載してみませんか？



※お申し込み・お問い合わせ先

役場企画振興課 広報広聴係（TEL：7-5297）

（注）お誕生、おくやみ欄について掲載は、ご家族等の掲載承諾を頂いて載せております。

盛田氏 名 治さん 享年 83歳 住所 鹿部



おくやみ
もうしあげます

世帯と人口

令和5年2月1日現在
（ ）は前月比です

世帯数 1,845世帯（-7）
男 1,729人（-4）
女 1,908人（-8）
計 3,637人（-12）

●65歳以上の人口 1,462人
高齢化率 40.2%